

蒲郡市自主研究グループ活動助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市行政に関して自主的に研究を行う職員等のグループ（以下「自主研究グループ」という。）の活動を奨励し、その活動に必要な助成を行うことにより、行政への参画意識と職員相互の啓発意欲の高揚及び能力の開発・向上を図ることを目的とする。

(自主研究グループの活動)

第2条 自主研究グループは、次に掲げる事項について調査研究を行うものとする。

- (1) 市が実施すべき新たな施策に関する事項
- (2) 市の行政運営の効率化に関する事項
- (3) 職務に必要な知識及び技能の習得又は向上を目的とする事項
- (4) その他市行政の推進に関して参考となる事項

(自主研究グループの構成)

第3条 自主研究グループは、職員等5人以上をもって構成し、その結成にあたっては、できる限り異なった職場の職員等により構成されるよう配慮するものとする。

(助成)

第4条 市長は、第2条に規定する活動を行う自主研究グループに対し、必要と認められた次に掲げる経費に対して助成を行うことができる。

- (1) 図書、教材及び資料の購入費（備品の購入費は除く。）
- (2) 指導助言者に対する謝礼
- (3) 会場借上料
- (4) 研究に対して必要な調査派遣に要する旅費（蒲郡市職員の旅費に関する条例（昭和29年蒲郡市条例第15号）の規定による旅費の範囲内とする。）
- (5) その他市長が必要と認める調査研究に必要な経費

2 前項の助成の額は、1 自主研究グループあたり年間45,000円以内とし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする自主研究グループの代表者は、自主研究グループ活動助成金交付申請書（第1号様式）を市長に対し、別に定める期日ま

でに提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに助成金の交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、助成金の交付の決定をしたときは速やかに自主研究グループ活動助成金交付決定通知書（第2号様式）により、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、当該自主研究グループの代表者に通知しなければならない。

(研究活動等)

第8条 自主研究グループの活動等は、原則として勤務時間外に行うものとする。

2 所属長及び関係各課は、自主研究グループの活動等に対し、業務に支障のない限り、資料の提供その他必要な協力を行うものとする。

(報告書の提出)

第9条 助成金の交付の決定をうけた自主研究グループの代表者は、当該年度末までに、活動状況等を自主研究グループ活動報告書（第3号様式）により市長に報告しなければならない。

(交付金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により報告をうけたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、自主研究グループ活動助成金確定通知書（第4号様式）により当該自主研究グループの代表者に通知しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は、既に助成金が交付されているときは、これを返還させることができる。

(1) 不正な手段により助成を受けたとき。

(2) 正当な理由がなく研究を中止したとき。

(3) 報告書の提出がないとき。

(4) その他市長が助成の必要がないと判断したとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、自主研究グループ活動の助成に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

第1号様式 (第5条関係)

年 月 日

蒲郡市長 様

グループ名
代表者 所属
氏名
連絡先

自主研究グループ活動助成金交付申請書

年度において自主研究グループ活動助成金の交付を受けたいので、蒲郡市自主研究グループ活動助成要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 自主研究グループ名					
2 グループメンバー				はじめ	人
所 属	氏 名	所 属	氏 名		
3 研究のテーマ					
4 活動の内容					
5 助成金交付申請額 金 円					
6 助成の対象となる活動の経費					
内 容	金 額	内 容	金 額	内 容	金 額

- 備考 1 2、3、4及び6については、必要に応じ別紙とすること。
2 4及び6については、必要に応じ、計画書、収支予算書等その詳細を明らかに する書類を添付すること。

第3号様式 (第9条関係)

年 月 日

蒲郡市長 様

グループ名

代表者 所属

氏名

連絡先 TEL

自主研究グループ活動報告書

年 月 日付指令蒲人第 号で助成金の交付決定を受けた
年度自主研究グループ活動の状況を、蒲郡市自主研究グループ活動助成要綱第
9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 研究のテーマ					
2 活動の状況					
開催日時	場 所	人員	開催日時	場 所	人員
3 活動の成果					
4 今後の活動予定					

5 収支決算書				
収	入	支	出	
収入合計		円	支出合計	円

備考 この報告書には、領収書等の写しを添付すること。

第4号様式 (第10条関係)

蒲 人 第 号
 年 月 日

グループ名
代表者 所 属
 氏 名
 連絡先

蒲郡市長

自主研究グループ活動助成金確定通知書

 年 月 日付で活動報告のあった 年度自主研究グループ活動助成金については、蒲郡市自主研究グループ活動助成要綱第10条の規定により、下記のとおり確定する。

記

- | | |
|------------|------------|
| 1 助成金交付決定額 | 金 20,000 円 |
| 2 助成金確定額 | 金 20,000 円 |